

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和7年 7月 29日
東京都港区海岸一丁目7番1号	ソフトバンク株式会社 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	164 台	0 台	0 台	164 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	委託先設備管理員が24時間365日、空調の稼働を監視し不具合を知得した場合には、ソフトバンクへ報告を実施する。			
	廃棄時	空調工事専門業者による撤去回収を行い、ソフトバンク側はRaMS（冷媒管理システム）により管理している			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	空調メーカー点検相当2回/年、簡易点検2回/年を実施			
	廃棄時	空調工事専門業者による撤去回収を行い、ソフトバンク側はRaMS（冷媒管理システム）により管理している			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	空調設備更新に向け検討中				
特記事項					

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
- 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。